公募要領

宮古島市地産地消振興センター活用事業者伴走支援委託業務

令和7年10月 宮古島市

1. 業務名

宮古島市地産地消振興センター活用事業者伴走支援委託業務

2. 委託業務の内容

委託業務の内容については、別添の仕様書を参照してください。

3. 業務期間及びスケジュール

- (1) 委託業務の期間:契約締結の翌日から令和8年2月27日
- (2) スケジュール ※スケジュールはあくまで目安であり、変更となる可能性があります。

10月30日 企画提案募集開始

10月30日 ~11月10日 質問票受付期間(11月12日までに回答予定)

11月14日 企画提案〆切

11月17日 ~11月26日 審査・選定

※選定委員会におけるプレゼンテーション審査を

11/26(水)午後に宮古島市役所内で行う予定です。

選定後契約協議、契約締結、業務着手

2月末 最終報告書提出

4. 予算限度額

¥4,268,000-(税込み)を上限とします。※契約金額を示すものではありません。

5. 契約の条件

- (1) 採択件数: 1件
- (2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委 託契約を締結します。契約形態は概算契約⁽¹⁾とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きします。

(1)契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させる もの

6. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- ①実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
- ②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- ③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について充分な管理能力を有していること。

※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提 案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。

- ④地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ⑤その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「8. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出ください。申請書と提案書は市のホームページからダウンロードしたものをご活用ください。

- · 企画申請書(様式1):1部
- ·企画提案書(様式2):7部
 - ※補足説明資料を添付することは可能ですが、書類審査は原則として企画提案書をもとに行います。補足資料を添付する場合は、7部同封ください。
- ・納税証明書(市内に本拠のある法人のみ):1部
- ·登記事項証明書(履歴事項全部証明書):1部
- ・印鑑証明書:1部
- ※各証明書は、いずれも発行後3か月以内の原本を提出すること。

(注)

- ①企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費(外注費、旅費、謝金等)の 内訳を明確にしてください。(なお、直接経費から人件費への流用は原則認められま せん。)
- ②提案書類は返却しません。
- ③機密保持には十分配慮します。
- ④企画提案書の内容について、プレゼンテーション審査を行います。

8. 締め切り、提出先

①公募期間

公募開始日 令和7年10月30日(木)

公募締切日 令和7年11月14日(金) (17時必着)

- ※〆切を過ぎて担当者に書類が届いた場合には、受理しない旨を担当者から連絡します。
- ※書類に不備がある場合には、担当者から連絡後、公募締切日までに修正・再提出頂く 必要がありますが、書類が担当者に到着した日から連絡までに最大 2 営業日かかる可 能性があります。
- ※なお、自然災害等、不測の事態にて、書類の到着が遅延する可能性がある場合には、 受理する場合があるため、担当者あてにご連絡ください。

②提出先

宮古島市役所企画施策部産業振興課産業振興係 担当 根間 宛 〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市役所 2階

③提出方法

郵送、託送または直接窓口にて提出ください。

9. 事業者選定について

事業者の選定については、事業者選定委員会により行います。選定委員会においては、 企画提案書の審査を行った上で、提案事業者によるプレゼンテーションを行って頂き、審 査基準に基づいて採点を行います。採点を行った結果、委員評価の合計点が高い事業者か ら順位付けを行い、順位の高い事業者から候補事業者として、契約に向けた協議を行いま す。協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次の順位の候補事業者と契約に向けた 協議を行うものとします。

同点の場合は、事業費の小さい提案を行った事業者を高い順位とします。

なお、委員評価の合計点が、全委員に割り当てられた配点の合計(満点)の 50%以上であることを候補事業者となる条件とします。

(1) 審査基準

評価項目(業務項目)	配点
① 供用開始前の入居事業者準備支援	15点
② 各スペースの入居事業者の支援内容報告書作成	15点
③ 次年度に向けた課題整理と次年度年間計画の策定	15点
④ 目的理解度、過去の業務実績、実施体制、中期的展望、追加提案	5点
合 計	50点

(2) プレゼンテーション審査

- ①日時: 令和7年11月26日(水)14:00~17:00 (この時間の中で時間帯を割り当てます)
- ②場所:宮古島市役所内
- ③所要時間:プレゼンテーション 15 分以内、質疑 10 分(応募事業者数により変動する可能性あり)
- ④資料:企画提案書またはプレゼンテーション用の資料でご説明頂きます。プレゼンテーション用資料を使用する場合は、投影用のモニター画面を用意します。
- ⑤出席者:1提案者につき4人を上限とし、実際に業務に従事する者のうち、1人以上の 出席を必須とします。
- ※時間帯の割り当てについては、令和7年11月18日(火)を目途に連絡します。
- ※プレゼンテーションの時間は、公平を期すため、途中であっても終了します。
- ※開始時刻・終了時刻は、予定の時刻からずれる可能性がありますので、前後の日程は 余裕を持って確保ください。
- ※プレゼンテーション審査の詳細については、別途提案事業者に連絡します。

(3) 選定結果

選定結果は、本市から個別に事業者に通知します。

10. 契約について

(1) 契約に向けた協議

選定委員会終了後、候補事業者として選定された事業者は、速やかに本市と契約に向けた協議を行い、双方合意の上で、実施内容を記載した事業計画書を作成の上、本業務委託契約を締結します。

(2) 契約金額

前述の事業計画書に記載する収支予算書において、予定価格の範囲内であることを確認した上で、支払いの上限金額(概算)として契約金額を決定します。業務の実施にあたっては、当該収支予算書に基づき予算を執行した上で、業務終了後、各支払いの証憑書類とともに実績報告書をご提出頂きます。市の検査にて、額の確定を行った上で、委託料を支払います。

11. 問い合わせについて

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メールにて送信ください。電話等でのお問い合わせには応じられません。質問の内容によっては、必要に応じて、質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

(1) 質問票提出期限:令和7年11月10日(月)17時

(2) 質問票送信先

宮古島市役所 企画政策部産業振興課産業振興係 担当:根間

電子メール: ss. sangyoshinko@city.miyakojima.lg.jp

12. その他留意事項

- (1) 提出書類の準備を含め、契約以前にかかる一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (2) 事業者の応募状況や審査内容・結果等の情報については、開示しません。
- (3) 事業者の選定に係る審査内容や経過、結果等については非公開とし、審査結果に関する異議申し立てには一切応じません。

以上